

京都府循環型社会形成計画（第2期）
〈概要版〉

平成29年3月

京 都 府

第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。

第2節 計画期間

平成28年度から平成32年度

第2章 京都府が目指す循環型社会のビジョン

○廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用が浸透し、廃棄物が限りなくゼロ近くまで削減されるとともに、資源とエネルギーの回収が徹底的に行われ、不法投棄等の廃棄物の不適正処理が撲滅されている社会

○グリーン購入や資源循環の仕組みが日常生活に根付き、エネルギー効率、資源循環性が大幅に改善され、環境への負荷が少ない生活が営まれている社会

○企業活動の各段階で、資源・エネルギーの投入量や廃棄物、温室効果ガスの発生量を減少させる環境経営が定着し、廃棄物や余剰エネルギーを有効活用する技術・システムが確立され普及している社会

第3章 廃棄物処理の現状と課題

第1節 一般廃棄物の現状と課題

項目	平成22年度 実績値	平成27年度 実績値	平成27年度 中間目標値
排出量	903千 t	843千 t	788千 t
再生利用率	13.3%	15.6%	16.2%
減量率	72.6%	71.4%	70.1%
最終処分量	130千 t	110千 t	108千 t

○排出量の削減のため、3Rの取組の中で優先順位の高い2Rの取組を一層進めるとともに、再生利用率の向上のため、紙類の分別を促進するなどし、3Rの取組により最終処分量を削減することが必要である。

第2節 産業廃棄物の現状と課題

項目	平成22年度 実績値	平成27年度 実績値	平成27年度 中間目標値
排出量	4,490千t	4,445千t	4,240千t
再生利用率	40.6%	43.4%	43.3%
減量率	56.9%	54.1%	54.6%
最終処分量	111千t	112千t	90千t

○排出量削減のため、2Rの取組を一層進めるとともに、再生利用率の上昇のため、最終処分される量が多い、がれき類や汚泥等について再生利用を促進するなどし、3Rの取組により最終処分量を削減することが必要である。

第4章 施策の基本方向

1 3Rの推進

3Rの中でも優先順位の高い2Rの取組を重点的に推進し、最終処分量の削減を推進する。

2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止するとともに、不適正処理等の違法行為に対しては迅速かつ厳格に対処する。

3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

平時から、各主体における事前の備えを促進し、さらに、各主体の連携・協力体制の構築を推進する。

第5章 目標

第1節 一般廃棄物の減量化の目標

1 排出量、再生利用量、最終処分量等に関する目標

項目	平成27年度 実績値	平成32年度 目標値
排出量	843千t	705千t
再生利用率	15.6%	18.3%
減量率	71.4%	68.7%
最終処分量	110千t	92千t

2 取組目標

項 目	平成27年度 実績値	平成30年度 目標値
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	4市町村	8市町村
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村数	21市町村	26市町村
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村数	18市町村	26市町村

第2節 産業廃棄物の減量化の目標

1 排出量、再生利用量、最終処分量等に関する目標

項 目	平成27年度 実績値	平成32年度 目標値
排出量	4,445千t	4,040千t
再生利用率	43.4%	45.8%
減量率	54.1%	52.3%
最終処分量	112千t	75千t

第6章 各主体の役割

第1節 循環型社会形成を推進するための各主体の役割

京都府における循環型社会の形成を推進していくためには、府民、事業者、行政等の各主体が役割に応じた自主的な取組を行い、加えて、府は各主体間のコーディネーターとなり、各主体が連携した広域的な取組を進めていくことが必要となる。

第2節 災害廃棄物対策に関する各主体の役割

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するためには、平時から、各主体において事前の備えを確実に進め、加えて、府は、市町村や他府県、国、関係団体等とも連携を進め、相互協力の体制を強化する必要がある。

また、災害発生時には、各主体が連携して災害廃棄物処理を推進する必要がある。

第7章 施策の展開

第1節 3Rの推進

1 一般廃棄物の3R推進

○食品廃棄物の削減

食品ロスをはじめとする食品廃棄物の削減を目指し、事業者、府民、京都府食品ロス削減府民会議、市町村等と連携・協力し、府民、事業者等の取組を啓発する。

○雑紙のリサイクルの促進

雑紙の再資源化の促進のため、市町村と連携して府民啓発を行うとともに、「事業系紙ごみ資源化ガイドブック（仮称）」を作成し、事業者に対して啓発を行う。

○廃家電等のリサイクルの促進

市町村等と協力し、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づいた廃家電等の適正なりサイクルを推進する。

○バイオマスの利活用

有効利用されていない食品系廃棄物等から直接水素を生成し、電気エネルギーとして活用することを目標としたバイオマス水素創生の事業化を目指す。

2 産業廃棄物の3R推進

○一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターとの連携した取組

アドバイザー派遣事業、産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助事業、情報提供事業、人材育成事業、再資源化製品の販路拡大等の支援を引き続き実施する。

○廃建設資材、使用済自動車等のリサイクルの促進

建設リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づき、リサイクルと適正処理を推進する。

3 次世代を担う産業廃棄物3R取組の推進

○次世代技術を用いた取組の推進

IoT等の次世代技術を活用し、分別やリサイクル体制をより高度化するための取組を実施し、再生利用率の向上及び最終処分量の削減を推進する。

○「京都府3Rカウンセラー（仮称）」制度の創設

「京都府3Rカウンセラー」講習会等を実施し、産業廃棄物処理業者による排出事業者へのアドバイス機能を強化することで、排出事業者による3Rの取組を促進する。

○見学ツアーやインターンによる人材育成

企業や大学生を対象に、3Rの先進事例や産業廃棄物処理の現場等の見学ツアーを実施し、人材育成の支援を行う。

また、大学生が企業で現場体験するインターン制度を推進する。

第2節 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

1 廃棄物の適正処理

○廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法等に基づく規制等を徹底するとともに、違法行為に対する厳正な行政処分の実施により、廃棄物の適正処理を推進する。

○有害廃棄物の適正処理

PCB廃棄物等の早期適正処理、水銀使用廃製品の適正処理等を推進する。

○海岸漂着物の適正処理

海岸管理者、府、市町、地域団体、国機関と連携して海岸漂着物等の回収・処理事業、発生抑制事業を推進する。

2 不法投棄対策の推進

○警察・市町村等との連携の強化

不法投棄等事案に対し、警察や市町村等と連携し、不法投棄等特別対策本部、不法投棄等特別対策（広域）機動班により、迅速、的確に対応する。

○早期発見・早期指導の徹底

監視カメラを設置し、フリーダイヤルやメールにより通報を受け付けるとともに、休日を含め、不法投棄等監視指導員によるパトロールを実施する。

○府民運動の展開

府民団体、事業者団体、行政機関からなる「不法投棄等撲滅府民会議」を中心に、「不法投棄をしない、させない、許さない」府民運動を展開する。

○「不法投棄やっつけ隊」による不法投棄の再発防止

「不法投棄やっつけ隊」を結成し、不法投棄された廃棄物の撤去、不法投棄の再発・拡大の防止を進める。

第3節 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

○災害廃棄物処理計画等の策定

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「京都府災害廃棄物処理計画（仮称）」を改訂するとともに、「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン（仮称）」を策定し、市町村の災害廃棄物処理計画策定、改訂を支援する。

○「災害廃棄物処理連絡協議会（仮称）」の設置

「災害廃棄物処理連絡協議会」を設置し、平時から災害廃棄物の処理について検討を行い、非常時に迅速に対応できる体制構築を目指す。

○「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（仮称）」の締結

災害廃棄物の処理を円滑に実施することを目的に、「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」の締結を目指す。

第8章 廃棄物処理施設の整備

第1節 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制

○一般廃棄物処理施設の整備の方向

市町村等は、一般廃棄物の循環利用や適正処理の体制を確保するため、必要な再生利用施設、中間処理施設及び最終処分場等の整備に努め、地域における最適な処理システムを構築していく。

特に、焼却施設については、発電や熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図り、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について発電や熱回収が図られるよう取組を推進していく。

最終処分場については、市町村等は、3Rの取組の促進により、最終処分量をできる限り抑制し、最終処分場の延命化に努める。

○非常災害に備えた施設整備

市町村等は、平素より、廃棄物処理施設の余力の把握に努め、一定の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する。

また、廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保し、必要に応じて、災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。

第2節 産業廃棄物処理施設の整備

○産業廃棄物処理施設の整備の方向

民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、必要な処理施設の整備を推進するため、公共関与する。

○非常災害に備えた施設整備

施設の設置者は、産業廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することに努める。

第9章 計画の進行管理

府は、府内の廃棄物等の発生、再生利用、処分状況等について調査し、継続的に計画の進捗状況の確認を行う。

また、本計画の目標を達成するため、本計画に位置づけられた施策を効率的かつ効果的に実施することが必要であることから、各主体と十分に連携し、確実かつ迅速に施策を実施し、その実施状況や施策効果の把握に努める。

さらに、廃棄物をめぐる動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な場合には、施策の見直し等を行う。

なお、計画の進捗状況等については、京都府ホームページや環境白書等で公表する。

